

阪神水道企業団議会告示第4号

阪神水道企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月25日

阪神水道企業団議会

議長 しらくに高太郎

阪神水道企業団議会傍聴規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団議会傍聴規則（昭和42年2月27日決定）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (傍聴券) 第3条 傍聴券は、会議の当日、議長が発行し、 <u>交付する。</u> 2 省略 (傍聴券への記入) 第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所 <u>及び氏名</u> を記入しなければならない。 (傍聴券の提示) 第5条 傍聴人は、入場しようとするとき、 <u>又は</u> 係員から要求があつたときは、傍聴券を提示しなければならない。 <u>(傍聴人の定員)</u> 第7条 傍聴人の定員は、24人とする。 | (傍聴券) 第3条 傍聴券は、会議の当日、議長が発行し <u>交付する。</u> 2 省略 (傍聴券への記入) 第4条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、 <u>氏名</u> を記入しなければならない。 (傍聴券の提示) 第5条 傍聴人は、入場しようとするとき、 <u>または</u> 係員から要求があつたときは、傍聴券を提示しなければならない。 <u>(傍聴の制限)</u> 第7条 傍聴席が満員のとき、または傍聴を禁じられた会議には、傍聴券の交付を受けた者でも入場することができない。 (傍聴席に入ることができない者) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>傍聴席に入ることができない。</u> (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者 (2) 酒気を帶びていると認められる者 (3) 貼り紙、ビラ、提示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者 (4) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者 (5) 前各号に定めるもののほか、会議を |
| | |
| | |
| | |

| | |
|--|--|
| <p>妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議場における言論に対し批評を加え、又は公然と可否を表明しないこと。 (2) 省略 (3) 帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯しないこと。 ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 (4) 飲食又は喫煙しないこと。 (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。 (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影及び録音の禁止) <p>第11条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第12条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第14条 この規則に規定しないものであつ</p> | <p>妨害し、または人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。 (傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第10条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議場における言論に対し批評を加え、または公然と可否を表明しないこと。 (2) 省略 (3) 帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、または携帯しないこと。 (4) 飲食または喫煙しないこと。 (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。 (6) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、または議事の妨害となる行為をしないこと。 (写真、映画等の撮影および録音の禁止) <p>第11条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(係員の指示)</p> <p>第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第13条 法第130条第1項および第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。</p> <p><u>2 前項の規定により退場させられた者は、当該退場させられた日の会議中は傍聴席に再び入場することができない。</u></p> <p>(議長の秩序保持権)</p> <p>第14条 この規則に規定しないものであつ</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| つても、議長において必要と認めたときは、臨時の <u>措置を講ず</u> ことができる。 | ても、議長において必要と認めたときは、臨時の <u>処置をと</u> ができる。 |
| 備考 | |

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理由)

社会情勢の変化及び他団体の議会傍聴規則の改正状況を勘案し、法制執務上の所要の整備と併せて改正を行おうとするものである。